

## 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進に関する事項
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の社会福祉を目的とする団体又は公共的団体の代表者
- (3) 介護保険事業又はその他の高齢者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて

委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、2年とする。

## 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員名簿

(平成30年(2018年)9月29日現在)

1号委員（学識経験者）	
浜岡 政好	佛教大学 名誉教授
石倉 康次	立命館大学 産業社会学部 特別任用教授
豊岡 建治	一般社団法人 吹田市医師会 副会長
西浦 勲	一般社団法人 吹田市歯科医師会 副会長
秋葉 裕美子	一般社団法人 吹田市薬剤師会 会長
2号委員（市内の社会福祉を目的とする団体又は公共的団体の代表者）	
櫻井 和子	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
岩脇 ちゑの	吹田市民生・児童委員協議会 会計監査
樋口 敬子	吹田市高齢クラブ連合会 事務局長
岩本 和宏	吹田コスモスの会（認知症家族の会） 会長
矢上 敬子	吹田市ボランティア連絡会 会長
3号委員（介護保険事業又はその他の高齢者の福祉に関する事業に従事する者）	
立山 裕代	吹田市介護保険事業者連絡会 会計 居宅介護支援事業者部会 部会長
富士野 香織	吹田市介護保険事業者連絡会 幹事 訪問介護部会 部会長
桐野 美江	吹田市介護保険事業者連絡会 通所介護・通所リハビリテーション部会 委員
児浦 博子	吹田市介護保険事業者連絡会 訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会 委員
高橋 千秋	吹田市介護保険事業者連絡会 介護老人福祉施設・介護老人保健施設部会 委員
清水 泰年	公益社団法人 吹田市シルバー人材センター 参事
菅沼 一平	吹田市認知症カフェ交流会 世話役 (大和大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 講師)
4号委員（関係行政機関の職員）	
柴田 敏之	大阪府吹田保健所 所長
5号委員（市民）	
上條 美代子	市民委員
坂手 裕子	市民委員

# 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び部会の会議（以下これらを「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 傍聴

会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、委員会の委員長又は部会の部会長（以下「委員長等」という。）は、委員会又は部会（以下「委員会等」という。）の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないことができる。

- (1) 会議において、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第7条各号に掲げる情報を審議する場合
- (2) 会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

## 3 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

## 4 一般席の傍聴者の定員

一般席の傍聴者の定員は、原則として5名とする。

## 5 一般席の傍聴手続き

一般席の傍聴手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、その都度委員会等の意見を聴いて委員長等が定める。

## 6 傍聴することができない者

次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

## 7 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

## 8 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

## 9 携帯電話の使用の禁止

傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

## 10 会議資料の閲覧

会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

## 11 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

## 12 違反に対する措置

傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

## 13 その他の措置

委員長等は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

## 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。